

峡南地域周遊シェアサイクル（BURARI FUJIKAWA）利用規約

このシェアサイクルは、富士川地域観光振興協議会（以下「協議会」という。）が運営管理しています。この利用規約は、お客様（以下「利用者」という。）がこのシェアサイクルを利用していただく際に遵守していただく事項について規定しています。

1. 利用申込

- （１）利用申込は、各窓口で承ります。（予約不可）
- （２）営業期間は３月～５月、９月～１１月となります。
- （３）シェアサイクルの営業時間（９：００～１７：００（冬期営業期間中の１０月、１１月、３月は９：００～１６：００））に窓口にお越しいただき、利用申込書に必要事項を記入の上、身分を証明できるもの（運転免許証、パスポート、健康保険証、学生証など）を提示していただきます。なお、身分証明書は、複写させていただくことがあります。
※身分証明書をお持ちでない場合は、自転車の貸し出しができませんのでご了承ください。
※統一の営業時間は上記のとおりとなりますが、一部窓口で営業していない時間、休業日がございますので、詳細は（８）をご確認ください。
- （４）利用申込の代表者は高校生以上に限らせていただきます。
- （５）利用申込書に虚偽の記載をされた場合は、利用をお断りすることがあります。
- （６）各ステーションの自転車台数以上に利用希望者がいた場合は、利用をお断りする場合があります。
- （７）貸出場所とは異なる窓口への返却（以下「乗捨て」という。）も可能ですが、申込時に乗捨て先を必ずご記入ください。
- （８）休業日は年末年始となります。統一の営業時間に対応不可の窓口・時間・曜日は以下のとおりです。
※休業日、営業時間は予告なく変更される場合があります。

○定休日

- ・火曜定休：みさき耕舎　・水曜定休：南アルプスプラザ、道の駅しもべ
- ・木曜定休：南アルプスプラザ（１２月～３月）、かじかの湯　・土曜定休：町役場（六郷）
- ・日曜定休：LaLa Mizunosato、農泊ちかはぎ空の家

○時間

- ・LaLa Mizunosato（９時００分～１０時００分）　・しもべの湯（（平日）９時００分～１０時００分、（土日祝）９時００分～９時３０分）　・なんぶの湯（９時００分～１０時００分）
- ・みさき耕舎（１６時００分～１７時００分）　・かじかの湯（９時００分～１０時００分）

2. 利用料金

- （１）１台につき ２時間以内の利用の場合 １,０００円、４時間以内の利用の場合 ２,０００円、１日利用の場合 ３,０００円です。
- （２）お支払いは現金のみとさせていただきます。なお、貸し出し時に前払いでお支払いいただきます。
- （３）利用申込時の返却予定時間を超過した場合は、前払いで払った金額と実際の利用料金との

差額をお支払いいただきます。

- (4) 営業時間中の返却がなく、返却が翌日となった場合は、利用料金に基づき1日毎に3,000円/台をお支払いいただきます(2日目以降の利用料金の計算は午前10時を起算とします)。

例：4月1日に貸出を行い(前払いとして4時間以内の利用料金2,000円を徴収済)、
4月3日の午前10時15分に返却があった場合
→4月1日の1日利用料金の差額(1,000円) + 4月2日の1日利用料金(3,000円) + 4月3日の2時間以内の利用料金(1,000円) = 5,000円を徴収

3. 営業時間

- (1) 営業時間は、貸出日当日の9:00~17:00です。(冬期営業期間中の10月、11月、3月は9:00~16:00)
- (2) 貸出・返却は1日毎で、原則として日をまたぐ貸し出しはできません。
- (3) 返却時間が営業時間を超える場合は、速やかに貸出窓口までご連絡をお願いいたします。連絡のないまま返却時間を大幅に過ぎるなど、協議会が悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。

4. 利用条件

- (1) 貸出・返却とも営業時間内に行ってください。なお、貸出の最終時間は終了1時間前となります。
- (2) 高校生未満の方の利用は保護者同伴に限ります。
- (3) 自転車の利用に耐えうる健康状態ではない方、酒気を帯びている方、自転車に乗った際に足が地面に着かない方など協議会、各窓口が利用に適さないと判断した場合には、利用をお断りすることがあります。

5. 自転車の貸出及び返却

- (1) 貸出・返却窓口
- ・LaLa Mizunosato ・農泊ちかはぎ空の家 ・市川三郷町役場(本庁舎)
 - ・市川三郷町役場(六郷支所) ・道の駅しもべ ・ヘルシースパサンロードしもべの湯
 - ・山梨交通株式会社身延営業所 ・早川町南アルプスプラザ ・なんぶの湯 ・道の駅とみざわ ・みさき耕舎 ・かじかの湯
- (2) 貸出の最終時間は終了1時間前となります。
- (3) 自転車の貸出時は、窓口職員の取扱説明を受けるとともに、車両状態を確認してください。
- (4) 原則、利用申込書に記載した返却場所に返却してください。
- (5) 貸出の際にお渡しする利用申込書(控)を返却時に窓口へ提出してください。

6. 自転車等の故障

- (1) 利用中に自転車が故障した場合は、お近くの窓口にご連絡の上、持ち込んで下さい。持ち込みが不可能な場合は、お近くの窓口までご連絡の上、指示に従ってください。
- (2) 貸出時に確認されていない車両故障・損壊など利用者に起因する自転車の故障については、

その取引、出張費等の修理に関わる費用は利用者にお支払いいただく場合があります。また、自転車の鍵等付属品についても同様です。

- (3) 協議会の事前の了解なく利用者自身が自転車を修理された場合の修理代金はお支払いできません。
- (4) 自転車等の故障によって利用者その他第三者に損害が発生した場合、協議会に故意、又は重過失がある場合を除き、協議会は一切責任を負いません。

7. 自転車等の盗難・紛失

- (1) 利用中に自転車の盗難・紛失等にあった場合は、速やかに貸出窓口まで連絡してください。
- (2) 無施錠のまま放置した等、利用者に起因する盗難・紛失等の場合は、弁償金（協議会が指定する額）をお支払いいただく場合があります。また、自転車の鍵等付属品についても同様です。

8. 事故

- (1) 利用中に事故にあった場合、速やかに警察署への届出等の法令で定められた処置をとるとともに、貸出窓口に事故発生の時間・場所・原因・事故の状況等を連絡してください。
- (2) 利用中に第三者による事故・盗難等にあい、利用者に損害等が発生した場合においても、協議会は一切の責任を負いません。なお、事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行ってください。
- (3) 利用者の責に帰すべき事由により、協議会または第三者に損害を与えた場合、利用者はこれを賠償するものとします。
- (4) 利用者が第三者に対して賠償責任を負うような事故を起こした場合、賠償責任保険（対人・対物）に加入していますが、状況により適用されない場合があります。（別表）

9. 遵守事項

(1) 利用留意点

- ① 交通法規を厳守してください。車両の交通量が多く危険な箇所がありますので、交通事故にはくれぐれも注意し、安全運転を心掛けてください。
- ② 自転車を離れる際は、必ず施錠してください。また、道路上に自転車を放置しないでください。
- ③ ヘルメット着用が努力義務化されています。走行時はヘルメット着用をお願いします。なお、ヘルメットは各窓口で自転車引き渡し時に無料で貸出します。

(2) 禁止事項

利用者は次の行為をしないでください。

- ① 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- ② 危険箇所・その他不適切な場所での利用
- ③ 自転車放置禁止区域及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- ④ 自転車の改造
- ⑤ 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
- ⑥ 利用申込者以外の者に自転車等の協議会が貸出物を使用させること（ただし、協議会が当

該使用を事前に認めた場合を除く。)

10. 利用取消

- (1) 利用者が利用規約に違反した場合は、貸出中であっても利用を停止し、自転車を速やかに返却していただきます。
- (2) 利用取消の場合は、協議会が受領した利用料金の払い戻しは一切いたしません。
- (3) 利用規約の違反により、協議会、又は第三者が被害を被った場合には、利用者に損害賠償を請求することがあります。また、違反により利用者に損害が発生した場合は協議会は一切責任を負いません。

11. 規約等の変更

当規約・休業日・営業時間・サービス内容等は予告なく変更されることがありますのでご了承ください。

12. 個人情報

協議会は、利用者の個人情報について個人情報保護方針を別に定め、この方針に従い個人情報の適切な保護に努めます。

附則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

○任意保険

保険金の種類	概 要	支払い限度額
損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。 〈身体賠償事故の場合〉 治療費、医療費、慰謝料など 〈財物賠償事故の場合〉 修理費、再調達に要する費用など ※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	1事故あたり 1億円 ※1回の事故について身体障害・財物損壊それぞれの損害額を合算して1億円限度
被害者対応費用	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞い品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用を補償します。	被害者1名(法人の場合は1法人) ・対人見舞費用 死亡の場合 10万円 死亡以外の場合 2万円 ・対物臨時費用 2万円 保険期間中 1,000万円限度とします。
事故対応特別費用	基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを貴社(被保険者)が知った場合において、貴社(被保険者)がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費用など)を補償します。	保険期間中 1,000万円限度とします。
人格権侵害補償	保険期間中に、貴社(被保険者)の業務上の行為に起因する人格権侵害または宣伝障害(不当な身体拘束による第三者の自由の侵害や名誉棄損、プライバシーの侵害、著作権侵害等)について、貴社(被保険者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。	被害者1名につき100万円 1事故・保険期間中 1,000万円限度とします。

※支出にあたり、事前に引受保険会社の同意が必要な費用もあります。

○T S点検(付帯保険)

(1) 賠償責任補償

T Sマークが貼付されている自転車に搭乗中の人(加害者)が第三者(被害者)に死亡・傷害(緑色T Sマーク)又は重度後遺障害(赤色・青色T Sマーク)を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、次の表の通り適用されます。

種別	賠償責任補償	
赤色T Sマーク	死亡・重度後遺障害(1～7級)	(限度額) 1億円

(2) 傷害補償

T Sマークが貼付されている自転車に搭乗中の人(加害者)が、交通事故によって事故の日から180日以内に入院、死亡又は重度後遺障害を負った場合は、次の表の金額が一律に支払われます。

種別	傷害補償
赤色T Sマーク	死亡若しくは重度後遺障害(1～4級) (一律) 100万円
	入院(15日以上) (一律) 10万円

(3) 被害者見舞金(※)

赤色T Sマークが貼付されている自転車に搭乗中の人(加害者)が第三者(被害者)に傷害(入院加療15日以上)を負わせ、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、次の表の金額が一律に支払われます。

種別	入院(15日以上)
赤色T Sマーク	10万円

※青色T Sマークには、被害者見舞金制度はありません。

※緑色T Sマークは、賠償責任補償により対応します。